

医療事故報道と名誉棄損

放送倫理・番組向上機構[BPO]・放送と人権等権利に関する委員会(放送人権委員会)「権利侵害申立てに関する委員会決定(割り箸事故・医療裁判判決報道)」(2009年10月30日)を受けて

2010年1月30日(土)13:30~17:00
医療の良心を守る市民の会主催
シンポジウム「医療事故調査・裁判と医療報道」
@日本教育会館

日本経済新聞社
社会部 記者
前村 聡

1

自己紹介

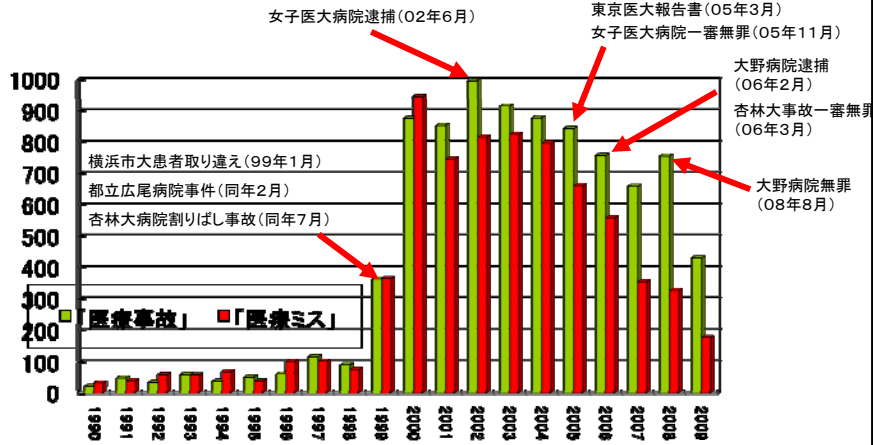
- 1996年 4月 大阪府警、地検、高検、裁判所など担当
- 2001年 3月 厚生労働省担当
- 医療事故、薬害、SARS etc.
- 2004年 3月 医療班キャップ
- 2004年10月 東京大学医療政策人材養成講座(1期生)
- 2005年 9月 同講座修了
- 2007年 3月 法務報道部(社会部兼務)キャップ
- 2009年 4月 厚生労働省担当&医療班キャップ

共著:

- 『医療再生 〜ドキュメント「危機」の現場』 (2003年1月)
- 『日経病院ランキング』 (2004年6月)
- 『がん治療の実力病院』 (2005年4月)
- 『心臓病治療の実力病院』 (2006年4月)
- 『脳疾患治療の実力病院』 (2007年4月)

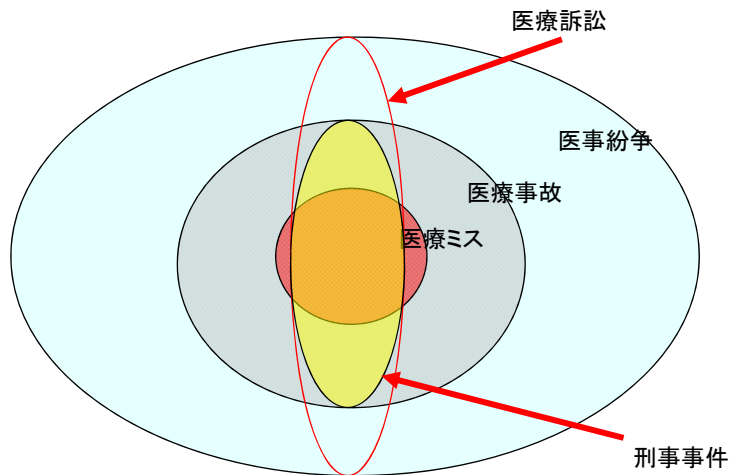
2

「医療事故」「医療ミス」の報道件数



3

医療事故と医療ミス



4

東京女子医大
心臓手術ミス 女児死亡
人工心肺装置の診療記録を改ざん

東京女子医大の心臓外科で、今年12月30日、12歳の少女が心臓手術中に人工心肺装置の故障で死亡した。手術中に装置が停止し、医師は死因を「心不全」とし、両親にこうした経緯を伝えなかった。東京女子医大病院は遺族からの申し出を受けて調査。同年10月に手術中に人工心肺装置のモニターの監視が十分でなく、装置が停止状態になっているのに気づくのが遅れた病院側のミスと認める報告書をまとめ、両親に伝えて謝罪した。

2001年12月30日付
日経新聞朝刊社会面

5

東京女子医大
医師2人を逮捕
手術ミス、証拠隠滅容疑

警視庁捜査1課などは28日、当時の人工心肺担当医、佐藤一樹容疑者(38)を行樹上過失致死容疑で、手術チームのリーダーで執刀医の瀬尾和宏容疑者(46)を証拠隠滅容疑で逮捕した。

医療ミスで医師が逮捕されるのは、きわめて異例。
佐藤容疑者は「今は話せない」と供述。瀬尾容疑者は「やったのは自分ではない」と話しているという。

2002年6月28日付
日経新聞夕刊1面

→事件記事はあまり1面に掲載しない日経新聞でさえ、1面に掲載＝それほど「異例」の逮捕だった

6

東京女子医大 女児死亡事故

担当医に無罪判決 「危険性の子見困難」

東京地裁「危険性の子見困難」



東京地裁は10日、東京女子医科大学の医師ら2人が、2004年11月に同校で発生した女児死亡事故で、人工心臓を担当していた医師ら2人に、無罪判決を言い渡した。担当医は「危険性の子見困難」を理由に無罪と判断した。また、患者遺族「責任は一体だれに」を主張した。判決は、人工心臓を担当していた医師ら2人が、2004年11月に同校で発生した女児死亡事故で、人工心臓を担当していた医師ら2人に、無罪判決を言い渡した。担当医は「危険性の子見困難」を理由に無罪と判断した。また、患者遺族「責任は一体だれに」を主張した。

東京地裁は10日、東京女子医科大学の医師ら2人が、2004年11月に同校で発生した女児死亡事故で、人工心臓を担当していた医師ら2人に、無罪判決を言い渡した。担当医は「危険性の子見困難」を理由に無罪と判断した。また、患者遺族「責任は一体だれに」を主張した。

2005年11月3日付
日経新聞朝刊社会面

7

1審無罪判決後、 医師が「名誉棄損」で提訴

- 読売新聞を除く各紙、民放、雑誌なども提訴
- 「術野からの吸引ポンプの回転数を上げたまままで人工心肺を作動していたことによる脱血回路内の圧上昇」「術者、人工心肺医らはこのことを全く認識していなかったことが本例における事故につながった可能性は否定できない」などとする院内調査委員会の事故調査報告書に基づいた記事を中心に人工心肺を担当していた医師が訴える。

「事故隠し おごりの体質」



真横に寝たまま東京女子大で心肺臓移植手術(28日午後、東京女子大)

東京女子大医師逮捕

委員ら厳しい指摘 特定機能指定取り消しも

厚労省分科会



「特定機能指定取り消し」の理由として「事故隠し」が挙げられた。委員らは「おごりの体質」を指摘し、手術の透明性を高めるよう求めた。

【東京28日】東京女子大で28日午後、心肺臓移植手術が行われた。手術は成功したが、手術中に患者が横たわったまま倒れ、手術室の天井から落下した。この事故をめぐり、厚生労働省の特定機能指定が取り消され、関係医師が逮捕された。委員らは「おごりの体質」を指摘し、手術の透明性を高めるよう求めた。

委員らは「おごりの体質」を指摘し、手術の透明性を高めるよう求めた。委員らは「おごりの体質」を指摘し、手術の透明性を高めるよう求めた。委員らは「おごりの体質」を指摘し、手術の透明性を高めるよう求めた。

初歩的ミスや連携不足

委員らは「おごりの体質」を指摘し、手術の透明性を高めるよう求めた。委員らは「おごりの体質」を指摘し、手術の透明性を高めるよう求めた。委員らは「おごりの体質」を指摘し、手術の透明性を高めるよう求めた。

2002年6月28日付
日本経済新聞夕刊社会面

掲載日 2002年06月28日 日本経済新聞夕刊 019ページ (C) 日本経済新聞社 無断複製転載を禁じます。 9

大事件 女子大 東京女子大 心肺臓移植手術

心肺装置に精通せず

担当医らトラブル対処できず

東京女子大病院(東京)で、陳士志技士が手術チームのリレーだった。陳の手術部長(48)と臨床工学技士(46)は、手術中にトラブルが発生した。担当医らはトラブル対処できず、手術は中断された。委員らは「おごりの体質」を指摘し、手術の透明性を高めるよう求めた。

委員らは「おごりの体質」を指摘し、手術の透明性を高めるよう求めた。委員らは「おごりの体質」を指摘し、手術の透明性を高めるよう求めた。委員らは「おごりの体質」を指摘し、手術の透明性を高めるよう求めた。

2002年7月1日付
日本経済新聞朝刊社会面

東京女子医大事件

【東京女子医大事件】
 昨(18)日、東京女子医大で、手術後に死亡した患者の遺族が、手術ミスで死亡したと主張し、訴訟を提起した。遺族は、手術中に人工心肺が壊れ、手術中に死亡したと主張し、訴訟を提起した。遺族は、手術中に人工心肺が壊れ、手術中に死亡したと主張し、訴訟を提起した。

遺族は、手術中に人工心肺が壊れ、手術中に死亡したと主張し、訴訟を提起した。遺族は、手術中に人工心肺が壊れ、手術中に死亡したと主張し、訴訟を提起した。

遺族は、手術中に人工心肺が壊れ、手術中に死亡したと主張し、訴訟を提起した。遺族は、手術中に人工心肺が壊れ、手術中に死亡したと主張し、訴訟を提起した。

医療の「聖域」にミス

心臓手術落ちた名門



東京女子医大の手術室。手術中に人工心肺が壊れ、手術中に死亡したと主張し、訴訟を提起した。

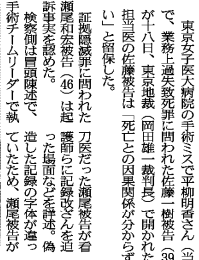
心臓手術の名門病院で起きた初歩的な医療ミス。書類送検が通例だった医師の犯罪で、捜査機関が逮捕に踏み切った。ミスを認めなければ犯罪にはならないという医師のゆるんだ「常識」はもはや通用しない。

2002年7月6日付
日本経済新聞朝刊社会面

東京女子医大事件

ミスの医師 認否留保

初公判 執刀医、改ざん認める



初公判に出席する被告の父親の平柳利男さん(18日午後、東京・横須賀)

上司らに責任押しつけ

遺族組織全体の説明訴え

東京女子医大病院の手術ミスで初期死亡した事件で、執刀医は初公判で認否留保を主張した。遺族側は、手術中に人工心肺が壊れ、手術中に死亡したと主張し、訴訟を提起した。

遺族は、手術中に人工心肺が壊れ、手術中に死亡したと主張し、訴訟を提起した。遺族は、手術中に人工心肺が壊れ、手術中に死亡したと主張し、訴訟を提起した。

遺族は、手術中に人工心肺が壊れ、手術中に死亡したと主張し、訴訟を提起した。遺族は、手術中に人工心肺が壊れ、手術中に死亡したと主張し、訴訟を提起した。

2002年9月19日付
日本経済新聞朝刊社会面

「名誉棄損」とは

- 「一言で言えば、他人の社会的評価を低下させること」
- 「名誉棄損の成否に事実の真偽は問題とならない」
– (佃克彦「名誉棄損の法律実務[第2版]」,2008)

→ただし、「表現の自由」の保障の観点から解釈上、最高裁が民事上の免責要件を提示
(最1小判1966年6月23日)

13

免責要件(最高裁判例より)

- ①問題とされる表現行為が、「公共の利害に関する事実」
についてのものであること
(事実の公共性)
- ②その表現行為の目的が「もっぱら公益を図る目的」であること
(目的の公益性)
- ③ i 摘示事実が真実であると証明されること(真実性)
ii 摘示事実が真実であると信ずるについて相当の理由があること(真実相当性)

14

メディアに緩やか？ 厳しい？

- 「わが国においては、民事法の実定法上の規定もないのに、過去の判例により国民の知る権利に対応するため報道するマスメディアに緩やかな免責法理が認められてきており・・・」
(東京高判2001年7月5日)
- 真実性・真実相当性の要件は、すべて被告側、つまり表現者側が主張、立証責任を負うものであるが、これらの要件の主張立証責任のすべてを常に表現者側に負わせることには、表現の自由の保障の観点から疑問なしとしない(佃克彦「名誉棄損の法律実務[第2版]」,2008)

15

日経「名誉棄損」訴訟判決

第3 当裁判所の判断

社会的評価の低下

「一般読者の普通の注意と読み方とを基準として判断」

→4つの記事、いずれも原告(医師)の社会的評価をさせるもの」と判断

ただし、「本件記事1から4までは、いずれも記事の重要な部分について、真実性または相当性のいずれかが認められるから、被告(日経新聞)の不法行為は成立しないものというべきである」

(東京地判2008年2月27日)

※同年12月4日に東京高裁で確定

16

報道する側の責任

<input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書 <small>(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)</small>		裁判所書記官印
事件の表示	平成18年(ワ)第6077号	
期日	平成19年10月15日 午後1時30分	
氏名	前村 聡	

・記事を書いたのは2002年、提訴は無罪判決後の2006年(4年後)
 →当時の取材メモ・資料はすべて保存しており、名誉棄損訴訟で証拠として提出。被告(日経新聞)側証人として、法廷で医師側の弁護士の尋問も受ける。

17

メディアに緩やか？ 厳しい？

- ・「真実性」の追求は記者の使命だが、さまざまな制約で限界もある
- 「事実」を幅広く積み重ね、いかに「真実」に近づこうとする努力＝「真実相当性」
- ・記事で公にすることは、結果として人を「社会的に殺す」こともある
- 「表現の自由」という権利を保障されている半面、真実性または真実に近づこうとする努力(真実相当性)を立証することは記者として当然の義務

18

自制？萎縮？

- 2010年1月19日発売「週刊朝日」(1月29日号)
「告発スcoop！ セレブ歯科医、恐怖のインプラント治療」
- 豊橋市歯科医師会が19日15:00～厚生労働記者クラブで
会見、元従業員も出席し内部告発

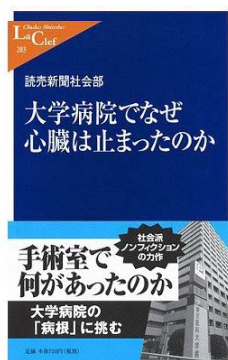
→産経新聞、読売新聞、共同通信(日経)が20日付朝刊で
掲載

→20日朝、歯科医が自殺未遂＋愛知県が立ち入り調査へ

→朝日新聞、毎日新聞が20日付夕刊で掲載

19

東京医大病院 心臓手術事故 心臓弁手術^{7人} 4人死亡²



東京医大病院

簡裁カルテ保全

同一医師が担当
1年余で遺族「医療ミス」

2004年12月11日付
読売新聞朝刊1面

7人
4人死亡

東京医大病院の心臓手術事故に関する報道。記事は、2004年12月11日付の読売新聞朝刊1面に掲載された。記事は、東京医大病院で発生した心臓手術事故について、同一医師が担当していたことが明らかになったと報じている。また、遺族が医療ミスと主張していることが示されている。記事は、手術中のトラブルや医師の対応に関する詳細な情報を提供している。

20

医療水準の分布 (東京医大外部調査委員会報告書)

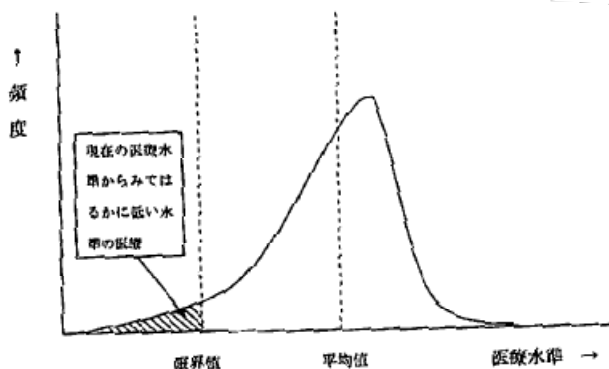


図1. 医療水準の分布

「平均値より下だが、限界値を超えた医療ミスかの判断できない」

「権利侵害申立てに関する委員会決定」 (2009年10月30日)

放送倫理・番組向上機構[BPO] 放送と人権等権利に関する委員会(放送人権委員会)「権利侵害申立てに関する委員会決定(割り箸事故・医療裁判判決報道)」(2009年10月30日)より

ア 事実(判決内容)の摘示、解釈において正確性に問題はなかったか

本件放送は、すでに詳述したとおり、民事裁判判決において申立人N医師の過失が否定された理由について綿密に検討することを怠り、その結果同判決の趣旨を正確に伝えておらず、これを前提とする論評・コメントが正確性や適切さを欠くものになったと判断する。

また、判決理由の要旨のまとめ方、紹介の仕方に問題があったことはすでに詳細に述べたところであり、その手法にはそれ自体放送倫理違反が認められる。(16頁)

→この本件放送において示された上記②、③の要約は判決における裁判所の判断中には見当たらない文章を用いたもので要約にもなっていない。この文章は、判決が、被告(医療側)がこう主張していると述べた部分(判決要旨7頁)にあるもので、被申立人はこれをそっくりそのまま民事裁判の判決の内容だとして流用した形で放送したのである。(14頁)

22

「権利侵害申立てに関する委員会 決定」(2009年10月30日)

- このように、判決理由の紹介の仕方を誤まるとともに、前記⑥及び⑧の発言が、それぞれ、正確さを欠いた論評、コメントとなった点において、放送倫理基本綱領における「報道は、事実を客観的に正確・・・に真実を伝えるために最善の努力を傾けなければならない」との定めに違反する。

関連して次のことを付言しておきたい。

- まず一つは、本件放送におけるフリップやテロップの内容である。本件放送のテーマでもある二つの判決内容の違いを示すフリップで、民事裁判の判決の要約として「割り箸が頭に残っている可能性を考慮しない診断でも自然なことで何ら過失はない」と表現している。このまとめ方についてはすでに詳しく言及したところである。
- 二つ目は、本件放送で被申立人が意図したことは大いに意義があるが、問題が医療と法律という極めて専門性の高い分野に属する問題であることを謙虚に受け止めるべきだったということである。メディアは専門分野のことはわかりにくいとして敬遠することは間違いであり、むしろ、これと取り組むことはメディアの使命でもある。しかしそれを試みる以上、それなりの覚悟と十分な準備が必要である。
(以上17頁)

※「井戸端会議レベルで構成されるならば、...(略)...当委員会としてとやかくいうことではないかもしれない」(15頁)

23

まとめ

- 医療事故報道は「メディアの使命」
- ただ専門的分野も多く、特に司法判断も加わると、さらに「極めて専門性の高い分野に属する問題」
- 誤った「事実」による報道は論外
- 「表現の自由」の保障として「真実性」だけでなく、「真実相当性」まで免責要件として最高裁判例で認められている
- 「報道する責任の重さ」を自覚し、「真実に近づく努力」を怠らなければ、「萎縮」する必要はない

24